

岩手県告示第356号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成25年岩手県告示第61号）で公示した公共測量を終了した旨国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成25年5月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 陸前高田市気仙町字田の浜地内から釜石市両石町地内まで
- 2 実施した期間 平成25年1月21日から同年3月22日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量及び3級水準測量）